**ごみステーション設置等届出書**

　　年　　月　　日

下松市長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 自治会名 |  |
| 自治会長 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 電話 | （　　　　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※アパート・マンション等でごみステーションを管理する場合、記入してください。 | 共同住宅名 |  |
| 管理者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 電話 | （　　　　） |

下松市ごみステーション設置基準に基づき、次のとおり届け出ます。

１　届出の区分　　□新設　　□増設　　□変更（移設等）　 □廃止

２　届出の理由

３　設置場所　　　下松市

４　敷地の形態　　□公共用地　　□民有地　　□共同住宅敷地内　　□開発行為区域内

※3

５　利用世帯数　　（　　　　　）世帯

６　開始希望日　　　　　　年　　月　　日

※１　ごみステーションの設置場所を示した略図を添付してください。

※２　下松市ごみステーション設置基準は、裏面を参照してください。

※３　開発行為の区域内にごみステーションを設置し下松市へ帰属する場合は、「開発行為施行に関する事前協議書」を合わせて提出してください。この場合、※１の略図は省略できます。

下松市処理欄（届出者は記入しないでください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現地確認　　　　　年　　月　　日 | 設置適否　　　適　 ・　不適 | 受付印 |
| ごみステーション位置（ゼンリン）　Ｐ　　　－　　　－　　　－ |  |
| （特記事項） |

**下松市ごみステーション設置基準**

１　設置できる者

（１）自治会長

（２）共同住宅の管理者

（３）開発行為者

２　届出

（１）ごみステーションの設置等（新設、増設、変更、廃止）をしようとする者は、ごみステーション設置等届出書を提出し、設置等について市と事前に協議すること。

（２）ごみステーション設置等届出書は、自治会長が署名のうえ、開始の希望日の２週間前までに市長に提出すること。ただし、アパート・マンション等の共同住宅の管理者が設置等をする場合は、その管理者も署名し、開発行為者が設置等をする場合は、開発行為者も管理者欄に署名すること。

３　設置要件

（１）ごみステーション１箇所当たりの利用世帯数が概ね２０世帯以上であること。

（２）自治会及び利用者の同意を得ていること。

（３）民有地の場合は、土地所有者の承諾を得ていること。

（４）近隣住民の承諾を得ていること。

４　設置場所

（１）幅員が４ｍ以上ある公道に面していること。

（２）ごみ収集車が安全に停車でき、交通の支障とならないこと。

（３）ごみ収集車が容易に回転又は通り抜けができること。

５　維持管理

（１）ごみステーションは、自治会長又は管理者の責任において管理すること。

（２）利用者は、市で定めるごみの分け方・出し方のルールを守るとともに、ごみステーションの清潔保持に努めること。

（３）開発行為者は、宅地の売り渡しに当たり、購入者にごみステーションの維持管理について周知を図ること。